| | | | | | | | | | 事 | 美番 | <u>号</u> | 000 | <u>37 </u> | |
|---|--|--------------------------------------|------------|--|------------|---|--|---|---------------------------------|------------|----------|--------------|---|----|
| | 東 | .日才 | 大 (平 | 震災復成23 | [興] 3年] | 関連 | 事業3次 | と は 対 は 補 正 予 | クシート 算) | | | (国土交 | ₹通1 | 省) |
| 事業名 | 海上保安官署施設整備に関する経費 | | | | | | | 当部局庁 | 海上保安庁装備技術部 | | | 作成責任者 | | |
| 事業開始 · 終了(予定) 年度 | | S 2 3 ~ | | | | | ŧ | 旦当課室 施設補給課 | | | | 課長 松本 一二 | | |
| 会計区分 | 一般会計 | | | | | | | 施策名 | 19 船舶交通の安全と海上の治安を確保する | | | | | |
| 根拠法令 (具体的な 条項も記載) | 海上保安庁法第5条第1項第29号 | | | | | | | する計画、 通知等 | - | | | | | |
| 事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内) | 法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。 | | | | | | | | | | | | | |
| 事業概要 (5行程度以内。別添可) 海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための枢要なアセットである巡視船艇や航空機を適正に維持するとともに、これらの運航に必要となる施設・設備を確保することが必要不可欠であるところ、上記業務課題に適確に対処するため、高性能化を図った新型の航空機を適正に維持するための格納庫の拡充や巡視船艇を安全に係留するための船艇基地浮桟橋等の施設整備を行っている。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施方法 | ■直接実施 | 口業 | 養務委 | 託等 | | □補助 □貸付 | | | 口その他 | | | | | |
| 23年度予算額 | 当初 | | 第1次補正 | | | 第 2 次補正 | | | 第3次補正 | | Ē | | | |
| (単位:百万円) | 1, 151 | | 1, 653 | | | | | | 175 | Ī | | 2, 980 | | |
| | 成果指標 | | 単位 目標値 23年 | | | (年 度) | | | 活動指標 | | 単位 | 23年度活動見込 | | |
| 成果目標 (アウトカム) | 海上保空機機 無上保空機機 無上保空機機 大たで 大たで 大たで 大たで 大たで 大たで 大たで 大たで | おが昼るる航とすり頃が、い航保は救害署国夜との空結る当海困全な空安、助発 | % | 要難救維信(救対の(第上務画) おいこのとの(東京) を発し、 大学の では、 大学の では、 大学の では、 大学の では、 大学の では、 大学の にない。 たい。 たい。 たい。 たい。 たい。 たい。 たい。 たい。 たい。 た | 95以 | | (ア | 舌動指標 Pウトプット) () 着きは予算権 徴に係る見込み | 巡視船艇基地施設の割 | と備数 | 箇所 | 巡視船艇基 設 | 地施 | 1 |
| 単位当たり コスト | 175(百万円/施設) | | | | | | | 算出根拠 | 根根拠 平成23年度第3次補正予算額/整備施設数 | | | | | |
| | 事業所管部局による点検 | | | | | | | | | | | | | |
| | 項 | 内 容 | | | | | | | | | | | | |
| 「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原 則や施策の考え方との整合性がとられているか。 | | | | | | | 「東日本大震災からの復興の基本方針」の 5 復興施策 (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり ⑤今後の災害への備え (v)大災害時に、「公助」を担う主体である・・・海上保安庁・・・に よる長期間、広範囲かつ大規模な避難活動、救援活動や救 急・救出救助活動が迅速に行われるとともに、国民の生命・身 体・財産が守られ、経済社会活動が円滑に行われることを確 保する。・・・ (vi)今回の地震・津波災害、原子力災害に対する、・・・、海上保 安庁・・・などの装備や活動等を踏まえ、災害応急対策の能力 を強化し、後方支援を含む災害対処能力を向上させる・・・ に該当する施策である。 | | | | | | | |
| 被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。 | | | | | | 巡視船艇基地の復旧による、巡視船艇の保守体制や給油・給水・食糧搭載といった補給体制の確保は、被災地等において巡視船艇による救援活動や救急・救出救助活動といった災害対応業務をはじめとする業務を円滑に遂行する上で必要不可欠である。 | | | | | | | | |

| 効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。 | 巡視船艇基地の復旧に伴う保守・補給体制の確保により、被災地等における巡視船艇による災害対応業務等を円滑に行うことができる。 |
|--|--|
| 費用対効果や効率性の検証が行われたか。 | 巡視船艇基地を復旧しなければ、巡視船艇の円滑な運航は確保できない。なお、被災した桟橋を被災前の状態に原状回復するものである。 |
| 国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。 | 海上保安庁が所有する巡視船艇基地の復旧については、当庁が事業 を実施する必要がある。 |
| 他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。 | 関係機関及び地方公共団体等と連携をとり、計画的に工事を実施する こととしている。 |
| 事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。 | 調達に係る諸準備を既に進めており、補正予算成立後、早急に調達手続を開始することにより、迅速な着手・執行は可能である。調達については極力会計法等に基づく一般競争入札によることとし、事業の進行管理は、逐一業者に進捗状況を確認することで確保する。 |

- 注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。
- 注2.「単位当たりコスト」欄については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度 予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 ××(円/))」などと記入すること。 注3.「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。